

## 療育ネットワーク会議について

## 1. 趣旨

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、平成 29 年度より「神戸市療育ネットワーク会議」を開催。

## 2. 会議の運営方法

- (1) 障害児支援に関し検討が必要な課題（テーマ）に応じて、関係者が集まって情報共有や協議を行うとともに、検討した施策の実施主体として、メンバーが相互に連携し、それぞれの役割に応じた支援を推進していく。
- (2) 会議の実施目的・形態に応じて「施策検討会議」と「事業者連絡会」を開催。

## ① 施策検討会議

検討テーマに関わる学識経験者や民間事業者、市民代表等を委員として委嘱し、課題の共有や施策の検討を行う（有識者会議）。

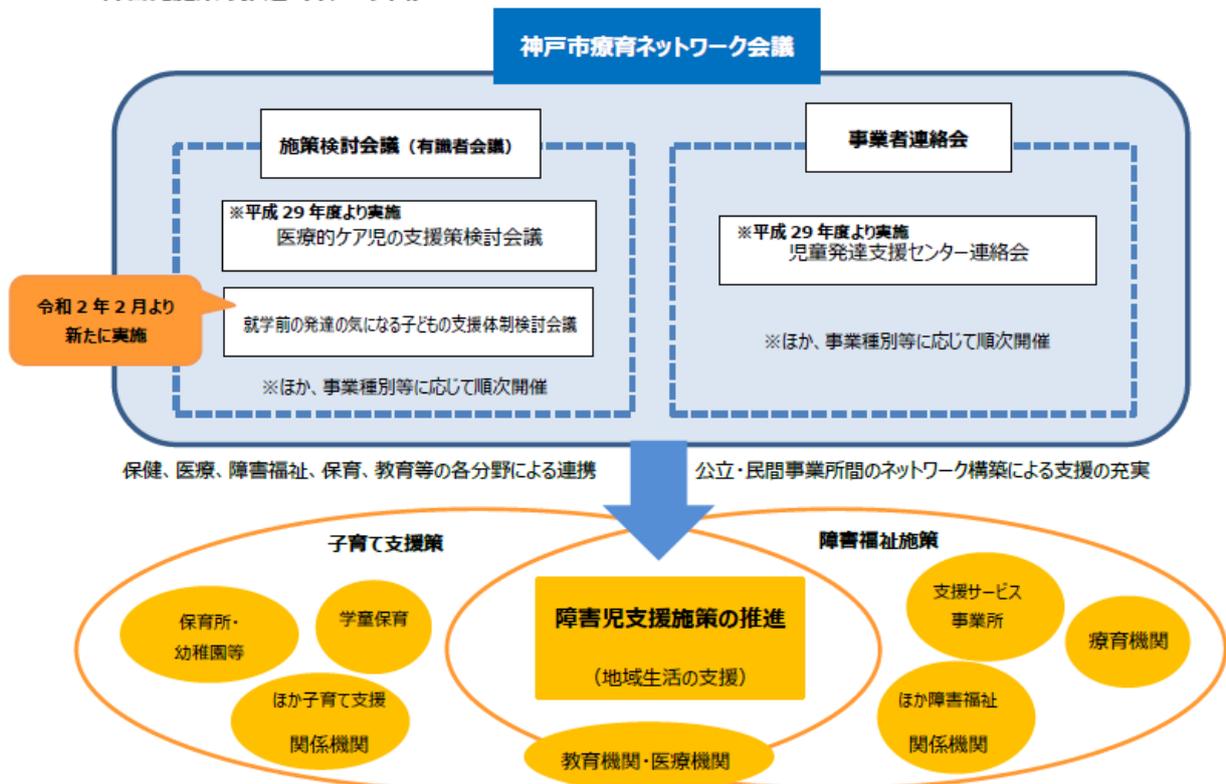
## ② 事業者連絡会

障害児の支援サービス等を提供する事業者同士が集まり、支援に関する情報交換や連携事業の実施（研修等）について検討する。

◆療育ネットワーク会議の内容はホームページにて公開（下記 URL）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/shise/committee/kodomokatekyoku/ryouiku-etwork.html>

## 障害児施策の推進（イメージ図）



### 3. 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議について

#### (1) 趣旨

本市では、就学前における障害児等の支援については、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。

一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

就学前の発達の気になる子ども(\*)の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図る。

#### \* 「発達の気になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

#### (2) 実施状況

【令和元年度】 (第1回) 令和2年2月13日

【令和2年度】 (第2回) 令和2年7月28日

(第3回) 令和2年12月17日予定

#### (3) 課題と方向性

- 就学前における障害児等の支援については、関係機関のそれぞれの役割や、障害等の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくいこと等が課題となっている。
- 各区役所、こども家庭センター、療育センターそれぞれの役割を整理し、これらの公的機関や民間の相談支援事業所や児童発達支援事業所、医療機関等への支援の流れを市民に分かりやすく広報することが近々の課題である。
- 関係機関でネットワークを構築し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの特性やライフステージに応じた支援を行う。

### 4. 医療的ケア児の支援施策検討会議について

#### (1) 趣旨

「医療的ケア児(\*)」に関わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関及び行政担当者が、支援の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を行うことにより支援体制の充実を図る。

\* 「医療的ケア児」: 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

【参考】児童福祉法第56条の6第2項 ※平成28年度の法改正により新設

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (2) 実施状況

- 【平成 29 年度】(第 1 回) 平成 29 年 8 月 9 日 (第 2 回) 平成 30 年 2 月 1 日  
【平成 30 年度】(第 3 回) 平成 30 年 11 月 22 日 (第 4 回) 平成 30 年 3 月 7 日  
【令和元年度】(第 5 回) 令和 2 年 2 月 6 日  
【令和 2 年度】(第 6 回) 令和 2 年 11 月 26 日予定

## (3) 課題と方向性

- 地域で生活する医療的ケアの必要な子どもが増えている一方で、医療的ケア児が就学前に集団生活を学ぶ機会の確保や、医療的ケア児に対応した福祉サービスの不足が課題となっている。
- 教育・保育施設に関しては、医療的ケアにかかる看護師について、公立保育所への配置や私立保育所等への配置に係る補助制度、私立幼稚園に対する訪問看護ステーション利用にかかる経費の補助を行い、地域の偏りをなくす。
- 市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行う。同様に、医療的ケアの必要な生徒が市立高等学校に進学した場合での対応を図る。
- 特別支援学校においては、医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できない児童生徒について、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進する。
- 放課後等デイサービス事業所においては、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができるよう事業所の質・量の確保に取り組む。